

証券コード 9716

株式会社 **乃村工藝社**

第87回定時株主総会 招集ご通知

開催情報

乃村工藝社本社ビル3階 ノムラホール
東京都港区台場二丁目3番4号

2024年5月23日（木曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

Management Philosophy 経営理念

われわれは、人間尊重に立脚し、新しい価値の創造によって
豊かな人間環境づくりに貢献する

人間尊重



ノムラは、生活者である人間の多様な価値観に対応し、快い生活環境を創造する。また、ノムラは社員の人間性を基盤にして、働きがいのある自己実現の場をつくりあげる。

新しい価値の創造



ノムラは、人と人、人との、人と情報が交流する新たな機能と可能性を追求し、最適な集客貢献と空間創造を実現する。

目指す企業像



ノムラのおくりだすものは、人間環境の質的向上をはかる生活文化そのものである。ノムラはこの仕事を通じて、環境創造産業のリーダーとなる。

Mission ミッション

空間創造によって
人々に「歓びと感動」を届ける

空間の力を活かして人々に「歓びと感動」を届け、社会の新たな価値創造に貢献すること。それが乃村工芸社グループの変わることのないミッションです。私たちはひとつの空間が創り出す時間・体験を通して、人々のこれからの幸せをカタチにしていきます。

Vision ビジョン

一人ひとりの「クリエイティビティ」を起点に
空間のあらゆる可能性を切り拓く

社会の変化の中で、空間の可能性に対する期待が高まっています。その期待に応えるために、私たちは社員一人ひとりのクリエイティビティと社会をより良くしたいという情熱を起点として、空間創造のための新しいチャレンジを起こしていく企業を目指します。

使い方は、あえて決めない。>>> RESET SPACE_2

表紙の写真は、当社グループの全社員が自由に使える場所として、また、社員の多様な個性を受け入れる器として乃村工芸社に設置されている「RESET SPACE_2」というコミュニケーションスペースです。

使い方を規定しないことで空間に無限の可能性が生まれ、クリエイティビティが発揮されるためのコミュニケーションを誘発させるイノベティブな空間になっています。

株主の皆さまへ

日頃より当社へのご支援をいただき、厚く御礼申し上げます。

昨今、気候変動や少子高齢化、地域の人口減少などさまざまな社会課題が注目される中で、コミュニケーションの重要性やウェルビーイングという価値観の高まりとともに、さまざまな場面で空間への期待とニーズが高まっていることを感じます。持続可能な社会づくりのために、これからの人々が健やかに生きていくために、空間にできることは何なのか。今、空間創造には新しい未来を描く力が求められています。

創業以来、当社グループが社会に提供する変わることのない価値、それは空間創造を通して生み出す「歓びと感動」です。そしてこれからの時代、私たちは空間創造を通してお客さまの事業価値だけでなく社会価値の創出にも貢献し、社会が未来に続く成長を実現するための「より良い循環」を創り出していきます。その実現のために、当社グループは昨年度、新しいビジョン「一人ひとりの『クリエイティビティ』を起点に空間のあらゆる可能性を切り拓く」を掲げました。

一人ひとりの社員が「社会をより良くしていこう」という情熱を持ち、個々の創造性を発揮して、人々の心が豊かになる空間づくりに取り組んでいます。さらに、さまざまな分野での研究開発活動への積極的な投資を推進することで、個の力と企業や自治体のコラボレーションや産学連携の取り組みのシナジーを起こしていきます。

人々とともにある空間の可能性が広がっている今、既存事業のさらなる進化、新しい事業領域への挑戦、価値創造につながる研究開発の促進により、空間に新しい価値を届けていきます。変化する時代の中でも「空間創造といえばノムラ」と一番に想起していただける企業を目指して、自らが変化を起こしながら進んでまいります。

これからも当社グループに、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役 社長執行役員 奥本 清孝

【目次】

03 第87回定時株主総会招集ご通知

株主総会参考書類

- 09 第1号議案 剰余金の処分の件
- 10 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 15 第3号議案 監査等委員である取締役2名および補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 19 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
- 21 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬および業績条件型譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件

事業報告

- 25 I. 乃村工藝社グループの現況に関する事項
- 35 II. 会社の株式に関する事項
- 36 III. 会社の新株予約権に関する事項
- 37 IV. 会社役員に関する事項
- 44 V. 会計監査人の状況
- VI. 業務の適正を確保するための体制

連結計算書類

- 47 連結貸借対照表
- 48 連結損益計算書
- 49 連結株主資本等変動計算書

計算書類

- 50 貸借対照表
- 51 損益計算書
- 52 株主資本等変動計算書

監査報告書

- 53 会計監査人の監査報告(連結)
- 55 会計監査人の監査報告(単体)
- 57 監査等委員会の監査報告

- 59 株主メモ
- 末尾 株主総会「会場ご案内略図」

株主各位

2024年4月30日

東京都港区台場二丁目3番4号

株式会社 **乃村工藝社**

代表取締役 社長執行役員 **奥本 清孝**

第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第87回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内（7～8頁）にしたがって2024年5月22日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

- 当日株主総会にご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。なお、代理人は、当社定款の定めにより、議決権を有する当社株主様1名とさせていただきます。
- 会場付近に喫煙所は設けておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。
- 株主総会会場内での写真撮影・録画・録音につきましては、原則禁止とさせていただきますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

01	日 時	2024年 5月23 日（木曜日） 午前 10 時 （受付開始：午前9時）
02	場 所	東京都港区台場二丁目3番4号 乃村工藝社本社ビル 3階ノムラホール （末尾の株主総会「会場ご案内略図」をご参照ください。）
03	会議の目的事項	
報告事項		<ol style="list-style-type: none"> 1. 第87期（2023年3月1日から2024年2月29日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の 連結計算書類監査結果報告の件 2. 第87期（2023年3月1日から2024年2月29日まで） 計算書類報告の件
決議事項		<p>第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件</p> <p>第3号議案 監査等委員である取締役2名および補欠の監査等委員である 取締役1名選任の件</p> <p>第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件</p> <p>第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件</p> <p>第6号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式報酬および業績条件型譲渡制限付株式 報酬に係る報酬決定の件</p>

以 上

電子提供措置について

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しておりますが、会社法にもとづく書面交付請求の有無にかかわらず、議決権を有するすべての株主の皆さまに、招集通知等の株主総会資料を書面でお送りしております。

※各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態となる場合がございます。
閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認いただくか、時間を置いて再度アクセスしてください。

【当社ウェブサイト】

以下のURL内「IR資料室」「株主総会」のページ
<https://www.nomurakougei.co.jp/ir/>



【東京証券取引所ウェブサイト】

東証上場会社情報サービス
<https://www2.jpix.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記URLにアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「乃村工藝社」または「コード」に「9716」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

【株主総会ポータル】

<https://www.soukai-portal.net/>
議決権行使書用紙に記載の二次元バーコードをスマートフォンで読み取るか、PC等から上記URLにアクセスして、議決権行使書用紙に記載のID・パスワードをご入力ください。

なお、次の事項については株主様にお送りする書面には記載しておりません。上記のウェブサイトに「定時株主総会資料」として掲載しておりますのでそちらをご確認ください。

- ・【事業報告】業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
- ・【連結計算書類】連結注記表
- ・【計算書類】個別注記表

これらの事項は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類に含まれております。

また、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前の事項および修正後の事項を上記のウェブサイトに掲載させていただきます。

ご質問・ご意見の事前受付について

定時株主総会開催にあたり、株主の皆さまとのコミュニケーションの場として、当社ウェブサイトにて事前のご質問・ご意見をお受けする専用のウェブサイトを開設いたします。

1. 質問受付手順

当社ウェブサイトの「IRニュース」 (<https://www.nomurakougei.co.jp/ir/news/>) においてご案内予定

2. 受付期間

2024年5月1日（水曜日）午前10時から2024年5月16日（木曜日）午後5時まで

3. ご注意事項

頂戴いたしましたご質問・ご意見のうち、本株主総会の目的事項に関する事項につきましては、株主総会当日に回答させていただいたうえで、後日当社ウェブサイトにてその概要を掲載いたします。なお、いただいたご質問・ご意見のすべてについて回答することをお約束するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つのいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2024年5月23日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場所 東京都港区台場二丁目3番4号 乃村工藝社本社ビル 3階ノムラホール
（末尾の株主総会「会場ご案内略図」をご参照ください。）

インターネット等により議決権を行使される場合



スマートフォン

議決権行使書用紙に記載の二次元バーコードを読み取り、「株主総会ポータル」へアクセスします。（ID・PWの入力は不要です。）

「株主総会ポータル」に入ると、画面上部に「議決権行使へ」というボタンがありますので、そちらのボタンから議決権行使画面を開き、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。
なお、携帯電話端末（ガラケー）専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

パソコン

「株主総会ポータル」（<https://www.soukai-portal.net>）にアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「株主総会ポータルログインID」および「パスワード」をご入力ください。

「株主総会ポータル」に入ると、画面上部に「議決権行使へ」というボタンがありますので、そちらのボタンから議決権行使画面を開き、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

なお、議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただくことによっても議決権行使が可能です。

行使期限 2024年5月22日（水曜日）午後5時30分入力完了分まで

書面（郵送）により議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2024年5月22日（水曜日）午後5時30分到着分まで

議決権行使の際の注意点

1. 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取扱わせていただきます。
2. 一度議決権を行使した後で議決権を再行使する場合は、議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）へアクセスいただき、「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただく必要があります。
3. インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合や、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合には、最後に行使された内容を有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
4. インターネット等による議決権行使は、2024年5月22日（水曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。
なお、ご不明な点等がございましたら下記専用ダイヤルへお問い合わせください。

株主総会ポータル・議決権行使ウェブサイトについて

1. 議決権行使書用紙に記載されている「議決権行使コード」「株主総会ポータルログインID」は本総会に限り有効です。
2. 株主総会ポータル・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
3. パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、(株)東京証券取引所等により設立された合弁会社である(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会ポータルのご利用方法・インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031（受付時間 午前9時～午後9時）



ぜひQ&Aもご確認ください。

株主総会参考書類

第1号 議案

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策のひとつとして位置付け、事業の成長をはかるとともに、業績に裏付けられた成果の配分を安定的におこなうことを基本方針としております。

剰余金の配当につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益ならびに事業基盤の強化および将来の事業展開等を勘案のうえ、純資産配当率（DOE）6.0%以上とすることを目指しております。

上記方針にもとづき、当期の期末配当につきましては以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株当たり金27円
配当総額 3,008,308,302円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年5月24日

(ご参考) 1株当たり年間配当金等の推移

区分	第84期 (2020年度)	第85期 (2021年度)	第86期 (2022年度)	第87期 (当期) (2023年度)
1株当たり年間配当金 (円)	25	28 普通配当25 記念配当3	25	27
年間配当総額 (百万円)	2,781	3,117	2,784	3,008
配当性向 (%)	90.6	78.2	124.9	77.9
純資産配当率 (DOE) (%)	5.8	6.5	5.7	6.1

(注) 配当性向は、親会社株主に帰属する当期純利益の額を基準に算出しております。

第2号
議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ）全員（6名）は任期満了となります。つきましては、経営体制のより一層の強化のため取締役を1名増員し、新たに取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別		当社における現在の地位	在任期間	取締役会出席回数 (出席率)
01	えのもと しゅうじ 榎本 修次	男性	再任	代表取締役 会長執行役員	17年	9/9回 (100%)
02	おくもと きよたか 奥本 清孝	男性	再任	代表取締役 社長執行役員	8年	9/9回 (100%)
03	はやした よしたか 林田 吉貴	男性	再任	取締役 常務執行役員	1年	8/8回 (100%)
04	はらやま あさこ 原山 麻子	女性	新任	上席執行役員	—	—
05	まえしま たかゆき 前島 隆之	男性	新任	上席執行役員	—	—
06	きみしま たつみ 君島 達己	男性	再任 社外 独立	社外取締役	4年	9/9回 (100%)
07	まつとみ しげお 松富 重夫	男性	再任 社外 独立	社外取締役	2年	9/9回 (100%)

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 独立役員候補者

(注) 1. 上記取締役候補者の当社における現在の地位は、本招集ご通知送付時点のものです。

2. 上記取締役在任期間は、本総会終結時点における累計期間です。

3. 林田吉貴氏の取締役会出席回数は、2023年5月25日の就任以降に開催された取締役会を対象としております。



所有する当社株式の数
137,600 株

候補者番号

01

えのもと しゅうじ

榎本 修次

(1951年6月1日生)

再任

● 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1973年 3月	当社入社	2012年 2月	事業統括担当
2002年 5月	執行役員		グループ会社担当
2005年 5月	常務執行役員	2013年 5月	取締役副社長
2007年 5月	常務取締役	2015年 5月	代表取締役社長
2008年 2月	営業戦略本部長	2021年 3月	代表取締役 社長執行役員
2010年 5月	専務取締役	2023年 3月	代表取締役 会長執行役員(現任)

● 取締役候補者とした理由

榎本修次氏は、入社以来、営業業務に従事し、商環境カンパニー社長、子会社取締役等を含め豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、取締役、代表取締役としての委嘱経験を踏まえ、その経験や知識を当社取締役に活かしており、取締役会の意思決定や監督機能の実効性強化が期待できるため引き続き取締役候補者となりました。



所有する当社株式の数
91,000 株

候補者番号

02

おくもと きよたか

奥本 清孝

(1965年9月10日生)

再任

● 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1989年 2月	当社入社	2018年 5月	当社 常務取締役
2010年 5月	執行役員	2019年 3月	事業統括本部長
2013年 3月	常務執行役員	2020年 5月	専務取締役
2016年 5月	取締役	2021年 3月	取締役 専務執行役員
2017年 3月	事業統括センター長	2022年 3月	(株)ノムラアークス 取締役
2018年 3月	事業統括本部長		(株)ノムラメディアス 取締役
	乃村工藝建築装飾(北京)有限公司 董事長	2023年 3月	代表取締役 社長執行役員(現任)

● 取締役候補者とした理由

奥本清孝氏は、入社以来、制作（プロダクト）管理業務に従事し、生産業務、事業全般の統括等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、取締役、代表取締役としての委嘱経験を踏まえ、その経験や知識を当社取締役に活かしており、取締役会の意思決定や監督機能の実効性強化が期待できるため引き続き取締役候補者となりました。



所有する当社株式の数
18,700 株

はやし だ よしたか

候補者番号

03

林田 吉貴

(1964年4月21日生)

再任

● 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1987年 4月	当社入社	2022年 3月	事業統括本部 営業推進本部長
2006年 2月	商環境カンパニー 第2事業本部 営業3部長	2023年 3月	営業推進本部長(現任) (株)ノムラークス 取締役
2012年 2月	商環境事業本部 九州支店長	2023年 5月	取締役(現任)
2015年 3月	商環境事業本部 アカウント第四事業部長	2024年 3月	常務執行役員(現任) (株)ノムラメディアス 取締役(現任)
2021年 3月	執行役員 事業統括本部 第三事業本部長		

● 取締役候補者とした理由

林田吉貴氏は、入社以来、営業業務に従事し、商環境事業本部の支店長や事業部長を務めるなど、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、取締役、執行役員としての委嘱経験を踏まえ、その経験や知識を当社取締役会に活かしており、取締役会の意思決定や監督機能の実効性強化が期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。



所有する当社株式の数
11,800 株

はらやま あさこ

候補者番号

04

原山 麻子

(1974年5月5日生)

新任

● 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1997年 4月	当社入社	2019年 3月	執行役員
2014年 3月	営業開発本部 東京五輪開発センター長	2021年 3月	事業統括本部 ビジネスプロデュース本部長
2014年 9月	営業開発本部 スポーツぶんか事業開発部長	2023年 3月	ビジネスプロデュース本部長(現任) (株)ノムラメディアス 取締役
2015年 3月	スポーツぶんか事業開発室長	2024年 3月	上席執行役員(現任) (株)ノムラークス 取締役(現任)
2018年 6月	東京2020オリンピック・パラリンピック推進室長		

● 取締役候補者とした理由

原山麻子氏は、入社以来、営業業務・事業開発業務等に従事し、スポーツぶんか事業開発室長や東京2020オリンピック・パラリンピック推進室長として当社のスポーツ関連事業を推し進めるなど、豊富な業務経験を有しております。また、本部長、執行役員としての委嘱経験を踏まえ、その経験や知識を当社取締役会に活かすことにより、取締役会の意思決定や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。



所有する当社株式の数
8,200 株

候補者番号 05

まえじま たかゆき

前島 隆之

(1967年10月20日生)

新任

● 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

2001年 8月	(株)シーズ・スリー入社	2020年 3月	管理統括本部 人財管理本部
2002年 2月	当社入社		人事企画部長
2010年 2月	管理本部 グループ経営推進部長	2022年 3月	執行役員
2011年 2月	経営企画本部 グループ経営推進部長	2023年 3月	管理統括本部 人事総務本部長
			人事総務本部長
2012年 2月	NOMURA Design & Engineering Singapore Pte. Ltd. 取締役		(株)シーズ・スリー 取締役
2013年 3月	商環境事業本部 事業戦略部長	2024年 3月	(株)六耀社 取締役(現任)
2017年 3月	人財サポートセンター 人事部長		上席執行役員(現任)
2018年 3月	人財サポート本部 人事部長		コーポレート本部長(現任)
2019年 3月	管理統括本部 人財管理本部 人事部長		

● 取締役候補者とした理由

前島隆之氏は、入社以来、経営企画業務・人事業務等に従事し、事業戦略部長や人事部長を務めるなど豊富な業務経験を有し、特に管理系の業務全般を熟知しております。また、本部長、執行役員としての委嘱経験を踏まえ、その経験や知識を当社取締役会に活かすことにより、取締役会の意思決定や監督機能の実効性強化が期待できることから、取締役候補者となりました。



所有する当社株式の数
一株

候補者番号 06

きみしま たつみ

君島 達己

(1950年4月21日生)

再任

社外

独立

● 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1973年 4月	(株)三和銀行入行	2015年 9月	同社 代表取締役社長
1991年10月	同行 西宮支店長	2018年 6月	同社 相談役
2002年 1月	Nintendo of America Inc. 取締役	2020年 5月	当社 社外取締役(現任)
2002年 6月	任天堂(株) 取締役	2022年 6月	任天堂(株) アドバイザー(現任)
2006年 5月	Nintendo of America Inc. 取締役会長(CEO)	2022年 7月	Nintendo of America Inc. Advisor to the board(現任)
2013年 6月	任天堂(株) 常務取締役		

● 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

君島達己氏は、銀行において支店長業務を務めるとともに、上場企業において直接会社経営に関与された経験を有しております。その経験や知識を基に、業務執行をおこなう経営陣から独立した立場で、取締役会の意思決定や監督機能の実効性強化に寄与いただけることが期待できるため、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年になります。



所有する当社株式の数
一株

候補者番号

07

まつとみ しげお

松富 重夫

(1955年10月19日生)

再任

社外

独立

● 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1978年 4月	外務省入省	2008年 7月	官房総括担当審議官
1991年 4月	在アメリカ日本国大使館一等書記官	2010年 8月	中東アフリカ局長
1995年 1月	アジア局南東アジア第一課長	2012年 9月	国際情報統括官
1997年 7月	経済局開発途上地域課長	2014年 7月	特命全権大使 イスラエル国駐節
1999年 1月	在ニュージーランド日本国大使館参事官	2016年 1月	特命全権大使 ポーランド国駐節
2001年 3月	在トルコ日本国大使館参事官	2018年 4月	外務省退官
2002年 9月	経済協力開発機構 (OECD) 日本政府代表部 公使	2018年 6月	(公財)国際人材協力機構 常務理事(現任)
2004年 7月	国際情報局参事官	2022年 5月	当社 社外取締役(現任)

● 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

松富重夫氏は、外務本省において中東アフリカ局長や国際情報統括官をご経歴されたほか、駐イスラエル大使、駐ポーランド大使等を歴任するなど、グローバルな視点からの政治や経済に対する見識を有しております。直接会社経営に関与されたことはありませんが、その経験や知識を基に、業務執行をおこなう経営陣から独立した立場で、取締役会の意思決定や監督機能の実効性強化に寄与いただけることが期待できるため、引き続き社外取締役候補者としました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年になります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 原山麻子氏の戸籍上の氏名は、竹中麻子であります。
3. 君島達己および松富重夫の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、両氏は東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として同取引所に届け出ており、両氏が再任され社外取締役に就任した場合には、引き続き独立役員として届け出る予定です。
4. 責任限定契約の概要
当社は現在、君島達己および松富重夫の両氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として損害賠償責任を負担する契約を締結しております。両氏が再任された場合には当該契約を継続する予定です。
5. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しており、各候補者が取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれる予定です。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。なお、役員等賠償責任保険契約の概要については、事業報告の「IV.会社役員に関する事項 4.役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。

第3号
議案

監査等委員である取締役2名および 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役4名のうち、栗原誠、伏見泰治、山田辰己の各氏が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名、および監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別		当社における 現在の地位	在任期間	取締役会出席回数 (出席率)
01	やすみ きいちろう 安宅 騎一郎	男性	新任	上席執行役員	—	—
02	ふしみ やすはる 伏見 泰治	男性	再任 社外 独立	社外取締役 監査等委員	6年	9/9回 (100%)

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 独立役員候補者

(注) 1. 上記監査等委員である取締役候補者の当社における現在の地位は、本招集ご通知送付時点のものです。

2. 上記監査等委員である取締役候補者の在任期間は、監査等委員会設置会社への移行前における監査役としての在任期間を含めた期間です。



所有する当社株式の数
32,300 株

候補者番号 **01** やすみ さいちろう
安宅 騎一郎 (1960年11月5日生)

新任

● 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年 4月	当社入社	2017年 3月	執行役員
2006年 2月	商環境カンパニー 第1事業本部 営業2部長	2019年 3月	コーポレート本部副部長 管理統括本部 経営管理本部長
2008年 2月	商環境事業本部 営業第2統括部長	2020年 3月	(株)シーズ・スリー 取締役 (株)六耀社 取締役
2010年 2月	商環境事業本部 事業計画部長	2021年 3月	事業統括本部 事業管理本部長
2012年 4月	商環境事業本部 事業戦略部長	2022年 3月	管理統括本部 経営企画本部長
2013年 3月	経営企画本部 グループ経営推進部 長	2023年 3月	経営企画本部長
2014年 3月	コーポレート本部 事業管理部長	2024年 3月	上席執行役員(現任)
2016年 3月	コーポレート本部 リスクマネジメント部長		

● 取締役候補者とした理由

安宅騎一郎氏は、入社以来、営業業務、事業管理業務、経営管理業務、経営企画業務などに従事し、豊富な業務経験を有しております。また、執行役員、本部長としての委嘱経験をもとに、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。



所有する当社株式の数
5,400 株

候補者番号 **02** ふし み やすはる
伏見 泰治 (1950年8月4日生)

再任

社外

独立

● 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1974年 4月	大蔵省(現 財務省)入省	2015年 3月	(一財)ツネイシみらい財団代表理事 (現任)
1998年 6月	同省主税局総務課長	2016年 1月	ツネイシホールディングス(株) 特別顧問
2002年 4月	常石造船(株) 監査役	2017年11月	(公財)ツネイシ財団代表理事(現任)
2004年 4月	同社 代表取締役会長	2018年 5月	当社 社外監査役
2006年10月	ライフネット生命保険(株) 社外監査役	2020年12月	(株)fantasista 社外取締役(現任)
2007年 1月	ツネイシホールディングス(株) 代表取締役会長	2022年 5月	当社 社外取締役(監査等委員) (現任)
2012年 1月	同社 代表取締役会長 兼 社長		

● 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

伏見泰治氏は、財務・会計に関する専門的な知見に加え、他社において直接経営に関与された経験を有しており、これまで培ってきた豊富な経験等を当社監査体制の強化に活かし、客観的かつ中立的な立場で取締役の職務の執行を監査・監督いただけるものと期待しており、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏の監査等委員である取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年、監査等委員会設置会社への移行前における社外監査役としての在任期間を含めた場合、本総会終結の時をもって6年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 伏見泰治氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。同氏は東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が再任され監査等委員である社外取締役に就任した場合には、引き続き独立役員として届け出る予定です。
3. 責任限定契約の概要
安宅騎一郎氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結する予定です。また、当社は現在伏見泰治氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定です。
4. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、安宅騎一郎および伏見泰治の両氏が監査等委員である取締役（社外取締役を含む）に就任した場合、両氏は当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。なお、役員等賠償責任保険契約の概要については、事業報告の「IV.会社役員に関する事項 4.役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	当社における現在の地位	在任期間	取締役会出席回数 (出席率)
03	ふくだ あつし 福田 厚	男性	社外 独立	—	—

社外 社外取締役候補者 独立 独立役員候補者



所有する当社株式の数
一株

候補者番号 **03** ふくだ あつし
福田 厚 (1959年1月24日生) **社外 独立**

● 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1985年10月	監査法人朝日新和会計社（有限責任あずさ監査法人）入社	2021年 6月 2021年 7月	有限責任あずさ監査法人 退任 福田厚公認会計士事務所代表（現任）
1989年 4月	公認会計士登録		
2006年 5月	有限責任あずさ監査法人代表社員	2022年 5月 2022年 6月	(株)三陽商会 社外監査役(現任) ニチバン(株) 社外監査役(現任)

● 補欠の社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

福田厚氏は、公認会計士として培われた専門的な知見に加え、他社において社外監査役を務めるなど経営の外部視点での豊富な経験と高い見識を有しております。直接会社経営に関与された経験はありませんが、客観的かつ中立的な立場で取締役の職務の執行を監査・監督いただけるものと期待しており、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 福田厚氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定です。
3. 責任限定契約の概要
福田厚氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結する予定です。
4. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、福田厚氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。なお、役員等賠償責任保険契約の概要については、事業報告の「IV.会社役員に関する事項 4.役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。

【ご参考】取締役および取締役候補者のスキルマトリックス

取締役（監査等委員である取締役を除く。）

氏名	経営全般	営業戦略	クリエイティブ戦略	生産戦略	人事・労務	財務・会計	行政経験	国際性	独立性(社外)
榎本 修次	●								
奥本 清孝	●								
林田 吉貴	●	●	●	●					
原山 麻子	●	●							
前島 隆之	●				●	●			
君島 達己	●					●		●	●
松富 重夫	●						●	●	●

監査等委員である取締役

氏名	経営全般	営業戦略	クリエイティブ戦略	生産戦略	人事・労務	財務・会計	行政経験	国際性	独立性(社外)
安宅 騎一郎	●					●			
伏見 泰治	●					●	●		●
金井 千尋	●					●			●

(注) 各人が保有する知見やスキル、期待する役割について主要なものを選択して表記しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2022年5月26日開催の第85回定時株主総会において、年額350百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）とするとともに、現金による役員賞与の支給（ただし、業績条件付株式報酬制度にもとづく現金支給を除く。）は行わない旨、ご承認いただいております。

今般、当社は取締役に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、役員報酬制度の見直しを行うことといたしました。

新たな当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬は、金銭報酬として「基本報酬（確定金額報酬）」および「業績連動報酬」、非金銭報酬として第6号議案にて付議する「譲渡制限付株式報酬」および「業績条件型譲渡制限付株式報酬」により構成し、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、引き続き金銭報酬として「基本報酬（確定金額報酬）」のみにより構成いたします。

つきましては、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬（確定金額報酬）の総額を年額370百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内）、業績連動報酬（金銭報酬）の総額を年額80百万円以内といたしたいと存じます。

業績連動報酬の支給に係る条件は、当社グループへの業績向上への貢献意識を高め、多角的な視点をもった業績へのコミットメントを促進するため、連結受注高、連結営業利益額、親会社株主に帰属する当期純利益の額等の当社の取締役会が定める指標とし、基準となる金額については役位別に算出し、指名・報酬委員会による審議を経て取締役会で決議いたします。

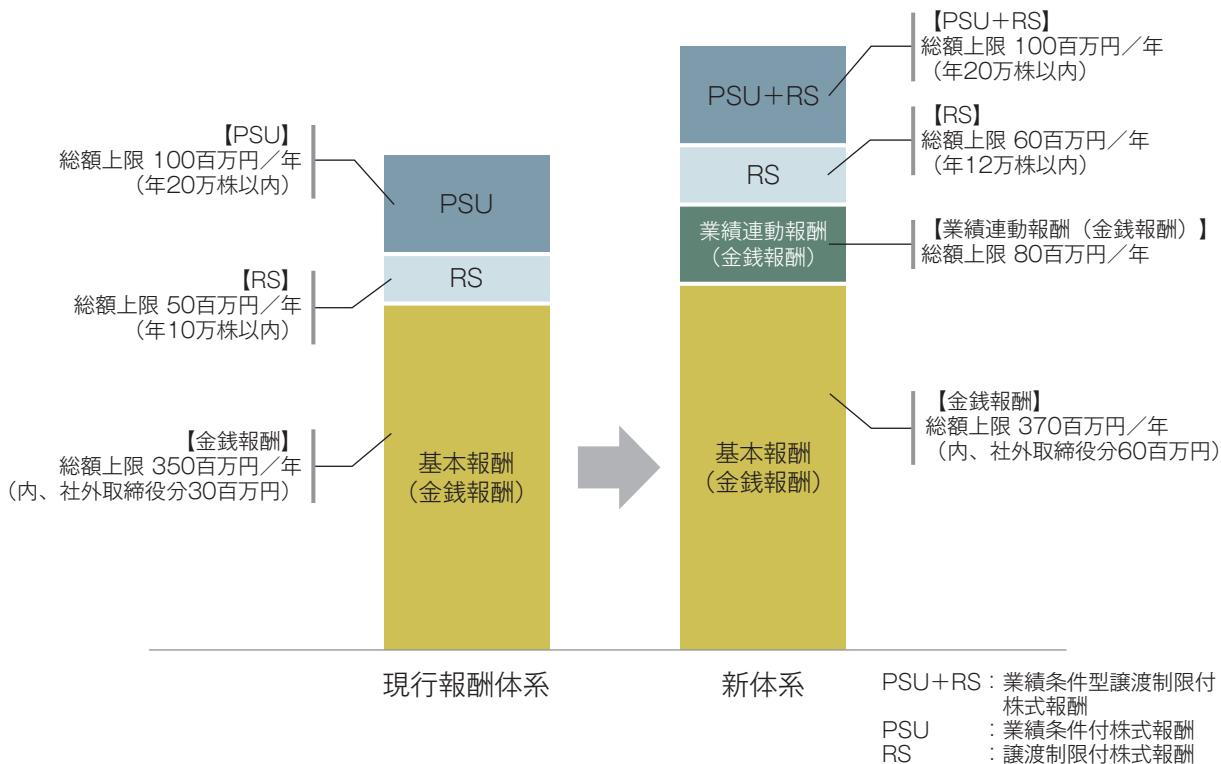
本議案による報酬額の改定は、昨今の経済情勢等諸般の事情、当社の事業規模、現行の役員報酬体系やその支給水準に加え、今後のガバナンス強化の要請等へ柔軟に対応することができるようにすること等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会からの答申を踏まえて取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（うち社外取締役2名）となります。

【ご参考】

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対しましては、上記金銭報酬とは別枠で、譲渡制限付株式報酬については年額60百万円以内（年12万株以内）、業績条件型譲渡制限付株式報酬については年額100百万円以内（年20万株以内）とさせていただき、本定時株主総会の第6号議案として上程いたしております。

以下の図は、本議案および第6号議案が承認可決された場合の体系を示しております。



第5号
議案

監査等委員である取締役の報酬額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、2022年5月26日開催の第85回定時株主総会において、年額60百万円以内としてご承認いただき現在に至っておりますが、高い専門性の下で監査・監督機能の強化を促進するため、また、今後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮し、年額80百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

第3号議案「監査等委員である取締役2名および補欠の監査等委員である取締役1名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

第6号
議案

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬および業績条件型譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式および業績条件付株式に係る報酬につきましては、2022年5月26日開催の第85回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬については年額50百万円以内（年10万株以内）、業績条件付株式報酬については年額100百万円以内（年20万株以内）としてご承認いただいております。

今般、当社は取締役に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、役員報酬制度の見直しを行うことといたしました。

新たな当社の対象取締役の報酬は、第4号議案に記載の金銭報酬に加え、非金銭報酬として「譲渡制限付株式報酬」および「業績条件型譲渡制限付株式報酬」により構成するものといたしたいと存じます。

本議案におきましては、第4号議案においてお諮りした金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬については年額60百万円以内（年12万株以内）、業績条件型譲渡制限付株式報酬については年額100百万円以内（年20万株以内）といたしたく、ご承認をお願いするものであります。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定するものといたします。

第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役の員数は5名となります。

I. 譲渡制限付株式報酬制度の概要

譲渡制限付株式報酬制度にもとづく譲渡制限付株式の発行または処分は、対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式（以下「当社株式」という。）の発行または処分を受ける方法で行うものとし、これにより当社が発行または処分する当社株式の総数は、年12万株以内といたします（ただし、本議案の決議の日以降、当社株式の株式分割（当社株式の株式無償割当を含む。）または株式併合が行われた場合には、分割比率または併合比率に応じてこの総数の上限を調整いたします。）。

なお、当該発行または処分の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

譲渡制限付株式報酬制度にもとづく当社株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結いたしますが、その概要は2022年5月26日開催の第85回定時株主総会においてご承認をいただいたものと同等です。

II. 業績条件型譲渡制限付株式報酬制度の概要

業績条件型譲渡制限付株式報酬制度の基本的な仕組みは、以下のとおりです。

1. 株式交付および金銭支給の条件

当社は、1事業年度以上で当社の取締役会において定めた期間（以下「業績評価期間」という。）における①業績目標および②対象取締役の役位別の報酬基準額を設定し、以下の条件の全てが成就した場合に、業績評価期間終了後に、各対象取締役に対して、各対象取締役の報酬基準額の一部（以下「株式交付分」という。）を当社株式として交付します。

【業績条件】

当社の取締役会があらかじめ定めた業績評価期間における業績目標を達成すること。なお、業績目標は、利益の状況を示す指標（連結ROEなど）、株式の市場価格の状況を示す指標（TSRなど）、売上高の状況を示す指標、その他当社の経営方針を踏まえた指標を取締役会において決定するものとする。

【勤務条件】

対象取締役が、役務提供期間の間、継続して当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあること。

【欠格事由の不存在】

法令または社内規則の違反その他の株式交付を受ける権利を喪失させることが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当していないこと。

なお、業績条件型譲渡制限付株式報酬制度に基づいて株式の交付を受けるに当たっては、当社と、対象取締役（当該株式の交付に関する決議を行う日において取締役として当社に在任している者に限ります。）との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として次の事項が含まれることとします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により交付された株式について、当該株式の交付日から、対象取締役が当社の取締役その他当社の定めるいずれの地位も退任する日までの間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、譲渡、担保権の設定、その他の処分をしてはならないこと
- (2) 対象取締役による、法令、社内規則または本割当契約の違反その他の理由により、当社が当該株式を無償取得することが相当であると当社の取締役会で定める事由に該当した場合、当社は当該株式を無償で取得すること
- (3) 上記定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、当該株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除すること

2. 株式交付の方法

業績条件型譲渡制限付株式報酬制度にもとづく株式の発行または処分は、対象取締役に対して報酬等として株式交付分に相当する額の金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社株式の発行または処分を受ける方法で行うものとし、これにより当社が発行または処分する当社株式の総数は、年20万株以内といたします（ただし、本議案の決議の日以降、当社株式の株式分割（当社株式の株式無償割当を含む。）または株式併合が行われた場合には、分割比率または併合比率に応じてこの総数の上限を調整いたします。）。

なお、当該発行または処分の1株当たりの払込金額は、当該発行または処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利としない範囲において取締役会にて決定します。

3. その他の条件

上記1.の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失した場合、その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合には、必要に応じて、当社の取締役会において合理的に定める時期において、当社の取締役会が合理的に算定する額の株式または金銭を支給することができるものといたします。

Ⅲ. 本議案にもとづく報酬の付与が相当である理由

当社は、以下の理由により、本議案にもとづく報酬の付与が相当であるものと判断しております。

- ① 当社の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（概要は事業報告の「Ⅳ.会社役員に関する事項 5.取締役の報酬等」に記載のとおり）を定めておりますが、第4号議案から第6号議案が承認・可決された場合には、これらの議案にもとづく報酬制度に沿ったものとして、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を改訂いたします。
- ② 譲渡制限付株式報酬制度については、交付する株式につき当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する日まで譲渡制限を設定することによって、中長期的な企業価値の持続的な向上に対するインセンティブを与え、また、業績条件型譲渡制限付株式報酬制度については、業績評価期間中における業績目標への達成を条件として株式の交付を行うことによって、業績向上に向けたインセンティブを与えるものであります。

- ③ 譲渡制限付株式報酬制度および業績条件型譲渡制限付株式報酬制度に係る株式の発行済株式総数に占める割合は合計で0.26%（10年間に亘り各制度に係る株式を上限数発行した場合における発行済株式総数に占める割合は合計で2.6%）とその希釈化率は軽微であります。

【ご参考】

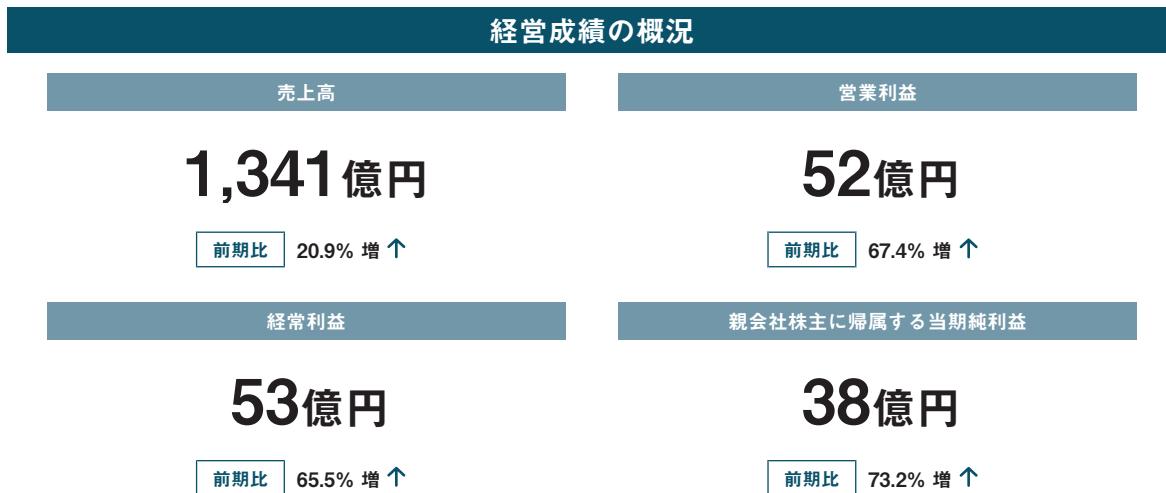
- ・業績条件型譲渡制限付株式報酬制度にかかる「業績評価期間」は、中期経営方針（2023年度～2025年度）の3カ年を通じた業績目標を踏まえたものいたします。
- ・本制度にもとづき交付する株式は、特段の事情がない限り当社が有する自己株式を利用する予定です。

以 上

事業報告 (2023年3月1日から2024年2月29日まで)

I. 乃村工藝社グループの現況に関する事項

1. 事業の経過および成果



当連結会計年度（2023年3月1日～2024年2月29日）において、当社グループが事業を展開するディスプレイ業界では、新型コロナウイルス感染症に対する政府方針が転換されたことを契機とする社会経済活動の再開により、集客施設への設備投資に持ち直しの傾向が見られるなど、市況環境に回復基調が続きました。しかしながら、資材価格をはじめとする物価上昇の影響や価格競争の激化など利益を圧迫する要因も多く、引き続き予断を許さない状況が続きました。また、世界的な金融引締めや金融資本市場の変動など、経済に影響を与える不確実性の高い要因も多く、引き続き各種動向に注視が必要な状況でありました。

このような状況において当社グループは、中期経営方針（2023～2025年度）の初年度として、「一人ひとりの『クリエイティビティ』を起点に空間のあらゆる可能性を切り拓く」という新ビジョンの実現に向け、「企業価値」の向上と、その起点となる「クリエイティビティ」の醸成を図る取り組みを進めてまいりました。

事業活動といたしましては、都市再開発にともなう大型商業施設の施工を手掛けた複合商業施設市場や、ホテルの新装・改装やテーマパーク等の施工を手掛けた余暇施設市場、各種イベントにおける展示設計等を手掛けた博覧会・イベント市場等において、売上が好調に推移いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,341億38百万円（前期比20.9%増）となりました。利益面におきましては、売上高の増加にともない、営業利益は52億13百万円（前期比67.4%増）、経常利益は53億73百万円（前期比65.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は38億62百万円（前期比73.2%増）となりました。

なお、市場分野別の売上高につきましては、「5.市場分野別売上高の状況」をご参照ください。

2. 資金調達状況

当期において、新株式の発行や社債の発行による資金調達はおこなっておりません。

3. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

4. 設備投資等の状況

当期における設備投資の総額は、3億61百万円（無形固定資産を含む）であります。その主要なものは、業務の効率化を目的としたDX・IT投資や、BIM推進関連の投資であります。

なお、当期において、重要な設備の除却、売却等はありません。

5. 市場分野別売上高の状況

市場区分	金額（百万円）	構成比（％）
専門店	29,043	21.7
百貨店・量販店	6,120	4.6
複合商業施設	17,727	13.2
広報・販売促進	12,949	9.7
博物館・美術館	10,618	7.9
余暇施設	24,177	18.0
博覧会・イベント	6,625	4.9
その他	26,877	20.0
合計	134,138	100.0

市場分野別の状況

専門店市場

物販店、飲食店、
サービス業態店等

売上構成
21.7%



ogawa GRAND lodge

百貨店・量販店市場

百貨店、量販店等

売上構成
4.6%



スポーツオーソリティ豊川店

複合商業施設市場

ショッピングセンター等

売上構成
13.2%



新宿カブキhall〜歌舞伎横丁

広報・販売促進市場

企業PR施設、ショールーム、
セールスプロモーション、CI等

売上構成
9.7%



[WOODJACK]
国産木材活用に関する商品開発業務

売上高

290億円

前期比 11.6% 増 ↑

61億円

前期比 6.7% 減 ↓

177億円

前期比 57.2% 増 ↑

129億円

前期比 32.2% 増 ↑

市場分野別の状況

海外ハイブランドをはじめとする店舗の新装・改装を多数手掛け、前期に比べ増収となりました。

前期に百貨店改装の大型案件を多数手掛けていたことにより、前期に比べると減収となりました。

都市再開発にともなう大型商業施設の新装案件を多数手掛けた結果、前期に比べ大きく増収となりました。

企業のPR施設における展示演出制作などを多数手掛けた結果、前期に比べ増収となりました。

ご参考 用語解説

内装制作 ▶ 店舗の特性に応じた床材や壁面の装飾・塗装、照明器具など設備の取付・設置などをおこないます。

展示制作 ▶ 東京ビッグサイトなど、展示会場のブース（区切られた区画）に商品を並べて公開するための出展コーナーを制作するほか、博物館・美術館における展示会の施工や商業施設などでの商品PRコーナーの制作などをおこないます。

環境演出制作 ▶ 商業施設等をより快適に、より魅力的に体感していただくための取り組みです。商業施設に入る前の部分から各店舗に足を運ぶまでの間のサイン（案内板）や装飾物などを手掛けます。

博物館・美術館市場

博物館、文化施設、美術館等

売上構成
7.9%



万博記念公園 EXPO'70パビリオン別館

106億円

前期比 12.7% 増 ↑

博物館や科学館のリニューアル、文学館の展示施工などを手掛け、前期に比べ増収となりました。

余暇施設市場

テーマパーク、ホテル・リゾート施設、アミューズメント施設、エンターテインメント施設、動物園、水族館等

売上構成
18.0%



atelier 京ばあむ

241億円

前期比 44.7% 増 ↑

前期に引き続いてホテルの新装・改装やテーマパークなどの大型案件を多数手掛けた結果、前期に比べ増収となりました。

博覧会・イベント市場

博覧会、見本市、文化イベント等

売上構成
4.9%



第6回 中国国際輸入博覧会 2023
Panasonicブース

66億円

前期比 44.5% 増 ↑

各種イベントにおける展示設計等を多数手掛け、前期に比べ増収となりました。

その他市場

オフィス、プライダル施設、サイン、モニュメント、飲食・物販事業等

売上構成
20.0%



小清水町防災拠点型複合庁舎「ワタシノ」

268億円

前期比 1.2% 増 ↑

前期に引き続きオフィスの新装・改装案件を多数手掛けた結果、前期と同水準の売上高となりました。

(注) その他市場には、飲食・物販事業を含めて掲載しております。

- 企 画 ▶ 顧客企業の事業構造のイメージやテーマを設定したうえで、具体的なコンセプトや店舗の運営計画を策定します。
- デザイン・設計 ▶ 事前に策定されたコンセプトや事業の運営計画にもとづいてデザインをご提案し、図面の制作をおこないます。
- 監 理 ▶ 設計図書に図示した寸法、材料を用いて、意図どおり仕上げなどが現場で実現できているかの確認、チェックなどをおこなう設計監理業務を手掛けます。
- 受 注 高 ▶ 一定の期間において、発注を受けた金額を示します。
- 受 注 残 高 ▶ 発注を受けたものの、ある時点において未だ売上に計上していない金額の残高を示します。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要政策のひとつとして位置づけ、事業の成長をはかるとともに、業績に裏付けられた成果の配分を安定的におこなうことを基本方針としております。

剰余金の配当につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益の額ならびに事業基盤の強化および将来の事業展開等を勘案のうえ、純資産配当率（DOE）6.0%以上とすることを目指しております。

当期の剰余金の配当につきましては、期末配当として1株当たり27円（DOE6.1%相当）を予定しております。

7. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、資材価格をはじめとする物価高の影響や人件費の上昇、価格競争の激化などにより採算面への影響に懸念があるものの、人流回復やインバウンド需要の増加等により、引き続き回復の動きがみられております。

このような事業環境のなか当社グループは、「一人ひとりの『クリエイティビティ』を起点に空間のあらゆる可能性を切り拓く」という新ビジョンのもと、新しい中期経営方針を昨年スタートさせました。この方針にもとづき、新しい領域への挑戦、サステナビリティへの取り組み強化、様々な業種との研究開発、人材育成など、将来の持続的な成長に向けた取り組みを進めております。

中期経営方針の2年目となる2024年度は、引き続き事業環境に注視しながら、お客様の社会課題解決に向けた提供価値の向上を図り、高い品質・安全性を保った上で、目下の課題であります収益性の改善を図ってまいります。そのうえで、持続可能な成長の実現にむけた着実な投資を実行するとともに、経営資源を最大限有効活用していくことで、企業価値の向上を目指してまいります。また、当社グループのサステナビリティ方針にもとづくマテリアリティ（重要課題）に対して設定したKPIの測定・管理を推進していくことで事業の機会とリスクを的確にとらえ、事業価値・社会価値の向上に資する経営戦略を遂行してまいります。

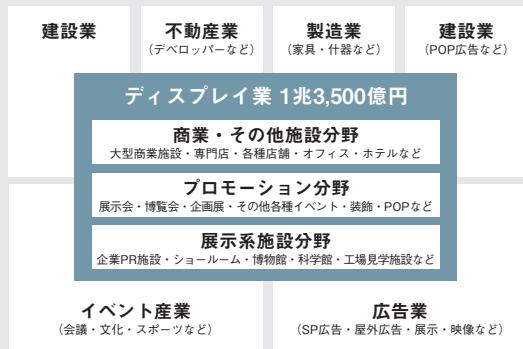
いよいよ来年には「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとした大阪・関西万博が開催されます。万博とともに成長してきた当社グループとしては、世界中の人々が直面する様々な社会課題解決の契機となるこの万博において、空間デザインの側面から貢献することで持続可能な社会の実現を推し進めるべく、グループ一丸となって取り組んでまいります。

空間創造によって人々に「飲びと感動」を提供することが使命である当社グループは、これからも空間創造の未知の可能性に挑み続けることで企業価値の向上に努め、株主の皆さまのご期待にそえるよう全力を尽くしてまいります。今後ともより一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

ノムラの現在地

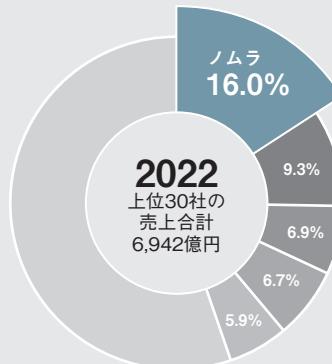
ディスプレイ業界の
リーディングカンパニーとしてさらなる高みへ

ディスプレイ業界の市場領域とそれを取り巻く環境



出典：株式会社経済研究所

ディスプレイ業界の上位30社における市場シェア



創業 132年	売上高 1,341億円	お取引顧客数 3,012社	主要および中核協力会社 500社以上	従業員数 2,560名
国内拠点展開 9都市 札幌 / 仙台 / 東京 / 名古屋 / 京都 / 大阪 / 広島 / 福岡 / 那覇	年間受託プロジェクト数 12,855件	デザインアワード 受賞数 92	一級建築士 127名	一級建築施工管理技士 296名
海外拠点展開 8都市 北京 / 上海 / 成都 / 深圳 / 香港 / シンガポール / ミラノ / ニューヨーク	継続顧客の売上比率 81.1%	運営事業従事者 252名 (単体)	プロダクトディレクター 514名	プランナー・デザイナー 618名

※上記の数字は2024年2月29日現在のものです。

数字で見るノムラ

8. 財産および損益の状況の推移

(1) 当社グループの財産および損益の状況の推移【連結】

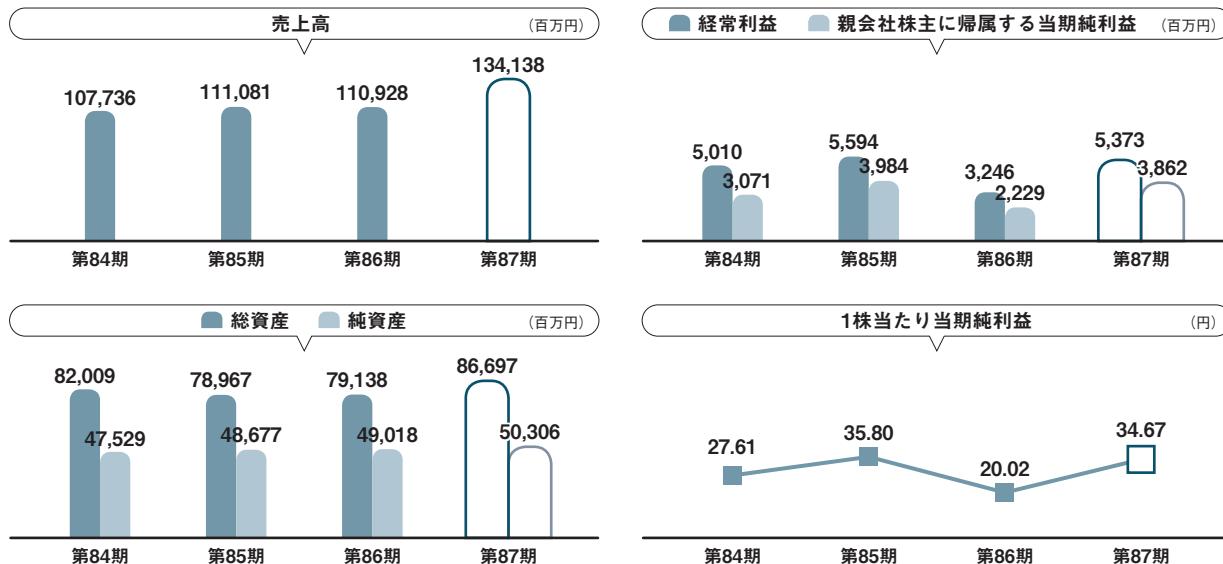
(単位：百万円)

区 分	第84期 (2020年度)	第85期 (2021年度)	第86期 (2022年度)	第87期 (2023年度)
売上高	107,736	111,081	110,928	134,138
経常利益	5,010	5,594	3,246	5,373
親会社株主に帰属する当期純利益	3,071	3,984	2,229	3,862
1株当たり当期純利益	27.61円	35.80円	20.02円	34.67円
総資産	82,009	78,967	79,138	86,697
純資産	47,529	48,677	49,018	50,306
1株当たり純資産額	426.92円	437.25円	440.12円	451.51円

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数（自己株式を除く。）により算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数（自己株式を除く。）により算出しております。

(ご参考)



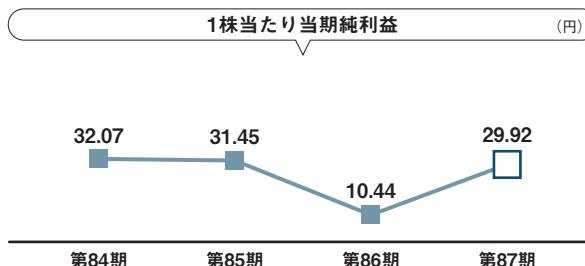
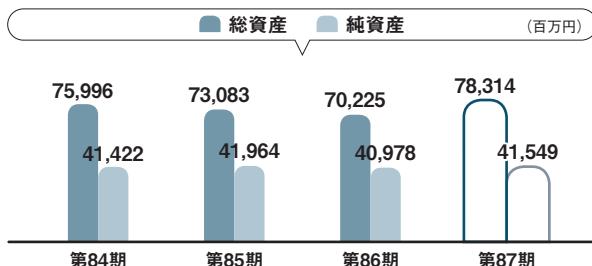
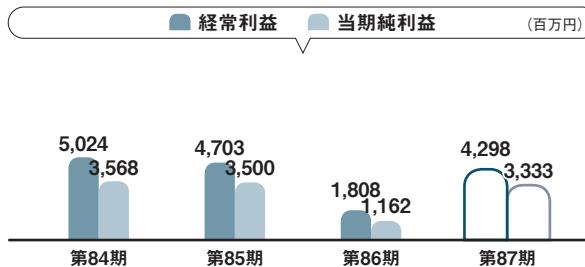
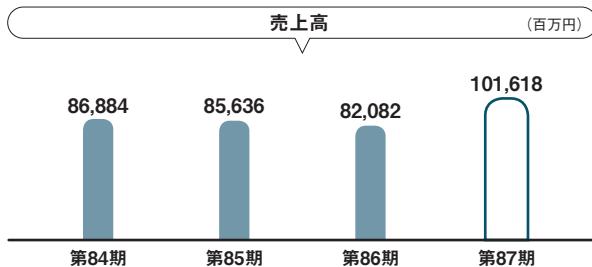
(2) 当社の財産および損益の状況の推移【単体】

(単位：百万円)

区分	第84期 (2020年度)	第85期 (2021年度)	第86期 (2022年度)	第87期 (2023年度)
売上高	86,884	85,636	82,082	101,618
経常利益	5,024	4,703	1,808	4,298
当期純利益	3,568	3,500	1,162	3,333
1株当たり当期純利益	32.07円	31.45円	10.44円	29.92円
総資産	75,996	73,083	70,225	78,314
純資産	41,422	41,964	40,978	41,549
1株当たり純資産額	372.29円	376.95円	367.94円	372.91円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数（自己株式を除く。）により算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数（自己株式を除く。）により算出しております。

(ご参考)



9. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 重要な親会社の状況
該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
(株)ノムラアークス	40 百万円	100.0 %	商業施設、飲食店、公共文化施設およびチェーン展開型店舗などにおける建築、ビル再生、内装、企画・設計・制作・施工・監理
(株)ノムラメディアス	100 百万円	100.0 %	集客空間のディスプレイ・プロモーションづくり、展示装置・造形・映像等の制作・保守・管理、飲食店・物販店の開発・運営・オリジナルグッズ開発
(株)シーズ・スリー	95 百万円	100.0 %	総合ビジネスサービス・人材派遣事業・施設運営事業
(株)六耀社	20 百万円	100.0 %	美術・デザイン図書出版
乃村工藝建築装飾（北京）有限公司	4 百万US\$	100.0 %	地域担当会社（中国）
NOMURA DESIGN & ENGINEERING SINGAPORE PTE.LTD.	3 百万S\$	100.0 %	地域担当会社（シンガポール）

(注) 1. 2024年2月29日現在の連結対象子会社は6社であります。

2. (株)ノムラメディアスは、2023年3月1日付で、その他資本剰余金のうち75百万円を資本の額に組み入れ、資本金を100百万円としております。

10. 主要な事業内容（2024年2月29日現在）

当社グループは集客環境づくりの調査・コンサルティング、企画・デザイン、設計、制作施工ならびに各種施設・イベントの活性化、運営管理などの業務をおこなうディスプレイ事業を展開しております。

11. 主要な営業拠点（2024年2月29日現在）

当 社	本 社	東京都港区台場二丁目3番4号	
	事業所	大阪事業所	(大阪府大阪市)
	支 店	北海道支店	(北海道札幌市)
		東北支店	(宮城県仙台市)
		中部支店	(愛知県名古屋市)
中四国支店		(広島県広島市)	
九州支店	(福岡県福岡市)		
営業所	京都営業所	(京都府京都市)	
	沖縄営業所	(沖縄県那覇市)	
子会社	国 内	(株)ノムラアークス	(東京都港区)
		(株)ノムラメディアス	(東京都港区)
		(株)シーズ・スリー	(東京都港区)
		(株)六耀社	(東京都港区)
	海 外	乃村工藝建築装飾（北京）有限公司	(中華人民共和国北京市)
		NOMURA DESIGN & ENGINEERING SINGAPORE PTE.LTD.	(シンガポール共和国)

(注) 2024年3月に、当社横浜営業所を開設いたしました。

12. 従業員の状況（2024年2月29日現在）

(1) 当社グループの従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
ディスプレイ業	1,967 (593)名	+71 (△30)名

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,397 (448)名	+125 (△3)名	41.6歳	11.7年

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

13. 当社グループの主要な借入先および借入額の状況（2024年2月29日現在）

該当事項はありません。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項（2024年2月29日現在）

1. 発行可能株式総数 476,340,000株
2. 発行済株式の総数 119,896,588株（うち自己株式 8,477,762株）

(注) 自己株式数の推移

事業年度	第84期 (2020年度)	第85期 (2021年度)	第86期 (2022年度)	第87期 (2023年度)
自己株式数	8,632,888株	8,570,705株	8,523,208株	8,477,762株

3. 株主総数

- (1) 13,741名（前期末比 1,929名増）
- (2) 株主総数の推移

事業年度	第84期 (2020年度)	第85期 (2021年度)	第86期 (2022年度)	第87期 (2023年度)
株主総数	10,767名	12,015名	11,812名	13,741名

4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	13,568 千株	12.18 %
有限会社 乃村	10,468	9.40
有限会社 蟻田	10,283	9.23
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	6,031	5.41
乃村工藝社共栄会	3,648	3.28
乃 村 洋 子	3,316	2.98
株式会社三井住友銀行	2,753	2.47
乃村工藝社従業員持株会	2,558	2.30
日本生命保険相互会社	1,815	1.63
第一生命保険株式会社	1,559	1.40

- (注) 1. 当社が保有する自己株式（8,477,762株）は上記の大株主から除いております。
2. 持株比率は、当社が保有する自己株式を控除して算出しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員および社外取締役を除く。）	28,146株	4名
社外取締役（監査等委員を除く。）	—	—
取締役（監査等委員）	—	—

(注) 1. 上記のほか、当社執行役員（7名）に対し、17,300株を交付しております。

2. 株式報酬の内容につきましては、当事業報告の「Ⅳ. 会社役員に関する事項 5. 取締役の報酬等」に記載しております。

6. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況

(2024年2月29日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況	取締役会出席回数(出席率)
代表取締役 会長執行役員	えの 榎 もと 本 しゅう 修 じ 次		9/9回 (100%)
代表取締役 社長執行役員	おく 奥 もと 本 きよ 清 たか 孝		9/9回 (100%)
取締役 専務執行役員	おく 奥 の 野 ふく 福 ぞう 三	(株)ノムラアークス 取締役 (株)ノムラメディアス 取締役	9/9回 (100%)
取締役 執行役員	はやし 林 だ 田 よし 吉 たか 貴	営業推進本部長 (株)ノムラアークス 取締役	8/8回 (100%)
社外取締役	きみ 君 しま 島 たつ 達 み 己	任天堂(株) アドバイザー Nintendo of America Inc. Advisor to the Board	9/9回 (100%)
社外取締役	まつ 松 とみ 富 しげ 重 お 夫	(公財)国際人材協力機構 常務理事	9/9回 (100%)
取締役 (常勤監査等委員)	くり 栗 はら 原 まこと 誠		9/9回 (100%)
社外取締役 (監査等委員)	ふし 伏 み 見 やす 泰 はる 治	(一財)ツネイシみらい財団 代表理事 (公財)ツネイシ財団 代表理事 (株)fantasista 社外取締役	9/9回 (100%)
社外取締役 (監査等委員)	やま 山 だ 田 たつ 辰 み 己	三菱ケミカルグループ(株) 社外取締役 中央大学特任教授 公益監視委員会・指名委員会 委員 日本郵船(株) 社外取締役(監査等委員)	9/9回 (100%)
社外取締役 (監査等委員)	かな 金 い 井 ち 千 ひろ 尋	金井千尋公認会計士事務所 代表 農水産業協同組合貯金保険機構 監事 特定非営利活動法人東京オペラプロデュース 監事 (株)井ノ瀬運送 監査役 清令監査法人 社員 (株)シモジマ 社外取締役 社会福祉法人鶴見あけぼの会 監事	8/8回 (100%)

- (注) 1. 社外取締役の君島達己、松富重夫、伏見泰治、山田辰己および金井千尋の各氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、届け出ております。
2. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ・2023年5月25日開催の第86回定時株主総会（以下、本注記において「当該総会」という。）終結の時をもって、大和田整および酒井信二の両氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
 - ・当該総会において、林田吉貴氏は取締役に、金井千尋氏は社外取締役（監査等委員）にそれぞれ選任され就任いたしました。なお、上記の両氏の実任回数、取締役就任以降に開催された取締役会を対象としております。
3. 当社監査等委員は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・栗原誠氏は、当社の財務部長を経験しております。
 - ・伏見泰治氏は、大蔵省（現財務省）における勤務および会社経営を経験しております。
 - ・山田辰己氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・金井千尋氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集および重要な会議における情報共有ならびに監査室と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、栗原誠氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 各監査等委員の監査等委員会への出席状況は次のとおりであります。
- 栗原誠氏：9/9回(100%) / 伏見泰治氏：9/9回(100%) / 山田辰己氏：9/9回(100%) / 金井千尋氏：8/8回(100%)
6. 2024年3月1日付の取締役の「会社における地位」および「担当および重要な兼職の状況」の変更は次のとおりであります。

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役	おくのふくぞう 奥野福三	(株)ノムラアークス 取締役会長
取締役 常務執行役員	はやしだよし 林田吉貴	営業推進本部長 (株)ノムラメディアス 取締役

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款および会社法第427条第1項の規定により、すべての取締役（執行役員を兼務する取締役を除く。）との間で、同法第423条第1項の責任について、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として損害賠償責任を負担する契約を締結しております。

3. 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主代表訴訟等を提起され損害賠償を請求された場合および被保険者が損害賠償請求を提起され職務に起因する第三者に対する損害を賠償した場合の被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金および争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険契約の被保険者は、当社の取締役および執行役員であり、保険料は全額当社が負担しております。

5. 取締役の報酬等

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等に関する基本方針

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において取締役の報酬等に関する基本方針を決議（同年4月8日付で一部改定）いたしました。また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものと判断しております。当該基本方針の概要は以下のとおりです。

①基本方針の概要

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とする。

②基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、月例の固定報酬を支払うものとし、役位、常勤・非常勤、職務の内容、社会的水準、従業員給与との均衡等を総合的に考慮して決定するものとする。

③業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

- ・当社は、原則として、金銭による業績連動報酬等は支給しない。
- ・非金銭報酬等として、株主の視点に立ち、持続的な企業価値の向上に向けたインセンティブとして、原則として毎年の定時株主総会終了後に、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において株式報酬を支給する。
- ・株式報酬は、「譲渡制限付株式報酬」（Restricted Stock 以下「RS」）および「業績条件付株式報酬」（Performance Share Unit 以下「PSU」）によって構成する。

【RS】

- ・支給対象となる取締役が当社の取締役その他一定の地位を喪失するまでの間に譲渡制限を設定し、役務提供期間中継続して当社の取締役その他一定の地位にあったことを条件として、その全ての株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。
- ・支給対象となる各取締役における金銭報酬およびRSの比率が8.75：1.25となる値を目安に報酬額を設定する。

【PSU】

- ・連結営業利益が各事業年度に定める業績目標および前期実績のいずれをも超過することを付与条件として、当該事業年度終了後に株式を付与（一部を金銭にて支給）するものとする。
- ・正当な理由によらない期間中の退任、法令または社内規則の違反その他の株式付与を受ける権利を喪失させることが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、株式付与を受ける権利を喪失する。
- ・RSの報酬額に2を乗じて得られる値をPSUの報酬額として設定する。

④報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

- ・業務執行取締役の種類別の報酬割合については、指名・報酬委員会の検討を経て取締役会にて決定する。
- ・報酬割合の目安は、基本報酬：RS：PSU＝7：1：2とする（業績条件付株式報酬の付与条件を100%達成

の場合)。

⑤取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

- ・個人別の基本報酬の額および株式報酬の個人別の株式数または額については、取締役会決議にもとづき代表取締役 社長執行役員がその具体的内容の決定について委任を受けるものとする。
- ・取締役会は、当該委任権限が代表取締役 社長執行役員によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会の検討を経て決議するものとし、代表取締役 社長執行役員は当該取締役会決議の内容に従い具体的内容を決定する。

(2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当期におきまして、取締役の個別の基本報酬の額および株式報酬の個人別の株式数につきましては、指名・報酬委員会の検討を経て、全て取締役会で決議されており、代表取締役 社長執行役員への委任は行いませんでした。

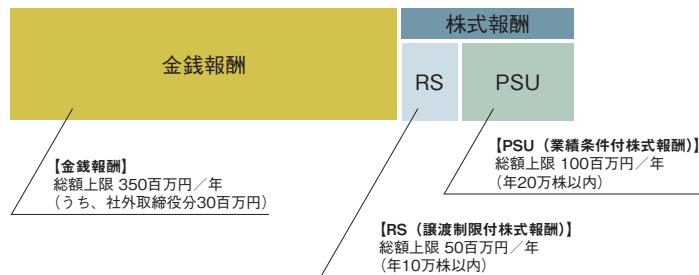
なお、取締役会は当事業年度の取締役の個人別の報酬の内容が業績を考慮されていることに加え、報酬等に関する基本方針と整合していることや指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

①取締役（監査等委員である取締役を除く。）

2022年5月26日開催の当社第85回定時株主総会決議による取締役の報酬限度額は、金銭報酬として年額350百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）であります（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（うち、社外取締役2名）です。

また、当該金銭報酬とは別枠で2022年5月26日開催の当社第85回定時株主総会において、当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）を対象とする譲渡制限付株式報酬を年額50百万円以内（年10万株以内）、業績条件付株式報酬として年額100百万円以内（年20万株以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は5名です。



(注) 2024年2月15日に開催された取締役会の決議により、2024年3月1日付で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等に関する基本方針について、業績連動報酬の支給に係る業績条件として、利益の状況を示す指標（連結ROEなど）、株式の市場価格の状況を示す指標（TSRなど）、売上高の状況を示す指標、その他当社の経営方針を踏まえた指標とする旨の改定をおこなっております。

②監査等委員である取締役

当社監査等委員である取締役の報酬額は、2022年5月26日開催の当社第85回定時株主総会において年額60万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

(4) 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬 (金銭報酬)	非金銭報酬等 RS (譲渡制限付株式報酬)	業績連動報酬等 PSU(業績条件付株式報酬)	
取締役 (監査等委員を 除く。) ＜うち社外取締役＞	287 ＜18＞	208 ＜18＞	26 ＜-＞	53 ＜-＞	8 ＜2＞
取締役 (監査等委員) ＜うち社外取締役＞	46 ＜24＞	46 ＜24＞			4 ＜3＞

- (注) 1. 上記には、2023年5月25日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役を含んでおります。
2. 譲渡制限付株式報酬 (RS) につきましては、当社第85回定時株主総会において年額50万円以内とすることを決議いただいております。この決議にもとづき、2023年5月25日開催の取締役会において、当社の取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く。) 4名に対し28,146株を付与することを決議し、これを付与しております。
3. 業績条件付株式報酬 (PSU) につきましては、当社第85回定時株主総会において年額100万円以内とすることを決議いただいております。PSUにかかる評価の基準としましては、対象事業年度の連結営業利益 (但し、本報酬に係る費用を加算する。) が、目標値 (41億円) および前期実績のいずれをも超過することとしております。
- 当社では、企業価値の持続的な向上をはかるためには収益力の向上が重要と考えており、連結営業利益を当社の重視すべき経営指標として定めていることから当数値をPSUの指標として選定しております。
- なお、当社の連結営業利益の推移は以下のとおりであります。

	2021年度	2022年度	2023年度
連結営業利益 (百万円)	5,431	3,113	5,213

4. 当事業年度末現在の人員は、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 6名 (うち社外取締役2名)、取締役 (監査等委員) 4名 (うち社外取締役3名) であります。

6. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行者または他の法人等の社外役員との重要な兼職に関する事項

社外取締役の重要な兼職の状況は「1. 取締役の状況」に記載のとおりですが、当社と社外取締役が業務執行者または社外役員となっている各兼職先との間に特別な関係はありません。

(2) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

役員区分	氏名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	君島 達己	当事業年度に開催された取締役会9回すべてに出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて上場企業における経営者としての知識と経験にもとづく発言を行っており、期待された役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会3回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
社外取締役	松富 重夫	当事業年度に開催された取締役会9回すべてに出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じてグローバルな視点からの政治や経済に対する見識にもとづく発言を行っており、期待された役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の構成員として、当事業年度に開催された委員会3回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役 (監査等委員)	伏見 泰治	当事業年度に開催された取締役会9回、監査等委員会9回すべてに出席しております。取締役会においては、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、企業における経営者としての知識と経験をふまえ、財務および会計の専門家としての見地から必要に応じて意見を述べており、期待された役割を果たしております。また、監査等委員会においては、社外取締役（監査等委員）としておこなった監査の報告をし、毎回他の監査等委員がおこなった監査について適宜質問をするとともに、必要に応じて他社における経営経験を踏まえ、財務および会計の専門家としての見地から意見を述べております。
社外取締役 (監査等委員)	山田 辰己	当事業年度に開催された取締役会9回、監査等委員会9回すべてに出席しております。取締役会においては、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて財務および会計の専門家としての見地から意見を述べており、期待された役割を果たしております。また、監査等委員会においては、社外取締役（監査等委員）としておこなった監査の報告をし、毎回他の監査等委員がおこなった監査について適宜質問をするとともに、必要に応じて財務および会計の専門家としての見地から意見を述べております。
社外取締役 (監査等委員)	金井 千尋	2023年5月25日就任以降の当事業年度に開催された取締役会8回、監査等委員会8回すべてに出席しております。取締役会においては、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて財務および会計の専門家としての見地から意見を述べており、期待された役割を果たしております。また、監査等委員会においては、社外取締役（監査等委員）としておこなった監査の報告をし、毎回他の監査等委員がおこなった監査について適宜質問をするとともに、必要に応じて財務および会計の専門家としての見地から意見を述べております。

(注) 当事業年度において、会社法第370条および当社定款第24条の規定にもとづく取締役会決議があったものとみなす書面決議は実施しませんでした。

【ご参考】取締役会の実効性評価

当社は毎年、取締役を対象に取締役会の実効性に関する分析・評価を実施しています。2023年度につきましては、アンケート方式による自己評価を実施し、取締役会において同アンケートの回答にもとづき分析・評価を実施いたしました。アンケートは主に「取締役会の構成」、「取締役会の運営」、「社外役員に対する情報提供」などを項目として取り扱い、全ての取締役から記名式で回答を得ました。その概要は、以下のとおりです。

2023年度の評価概要

項目	回答内容、意見など
取締役会の員数、構成・多様性について	法務や財務をはじめとする経営管理系の知見がある人員の強化についての意見が多く見られた。
資料の内容・配布時期について	より深い議論ができるよう、資料の配布を早め事前検討の時間を十分に確保できるよう改善したいとの意見があった。
付議事項の選定・提案時期について	最終的な決議事項だけでなく、その背景にある課題や情報も取締役会に積極的に共有できるような工夫が必要との意見があった。
開催時期・頻度、審議時間の確保について	重要議案についてもう少し深い議論ができるよう、審議時間を確保する工夫が必要との意見があった。
リスク管理体制について	リスク管理体制の強化を図るためのリスクの検討などについて意見があった。
取締役会の雰囲気について	社外取締役を含め活発な議論ができているとの意見が多く見られた。
中長期的な経営戦略における主要なポイント	戦略・中長期経営計画、海外戦略、新規事業・イノベーション、事業ポートフォリオ、など

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--|-------|
| (1) 当社の会計監査人としての報酬等の額 | 70百万円 |
| (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。 | |
| (2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 70百万円 |

3. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人が提出した監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが、当社の事業規模や事業内容に適切であることを確認のうえ、会計監査人の報酬等について同意しております。

4. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が相当と認められるときは、監査等委員全員の同意にもとづき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、会計監査人が適切な監査ができないと監査等委員会が判断したときは、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

VI. 業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況につきましては、法令および当社定款第15条の規定にもとづき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。5頁に記載のウェブサイト「定時株主総会資料」として掲載しておりますのでそちらをご確認ください。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

【ご参考：コーポレート・ガバナンスダイジェスト】

当社は、常に最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組むことを目指しております。そして、当社の持続的な成長および長期的な企業価値の向上をはかる観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると考え、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

■ コーポレート・ガバナンス体制 (2024年2月29日現在)

当社は監査等委員会設置会社であり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち、社外取締役2名）、監査等委員である取締役は4名（うち、社外取締役3名）となります。当社は、各取締役の取締役会への出席や監査等委員会の定期的な開催を通して、取締役の職務執行に関する監督をおこなっております。さらに、内部監査を担当する監査室は4名で構成されており、内部監査計画にもとづき、事業部門に対する監査をおこない、監査等委員会と連携をはかることにより、監査機能を充実させております。

取締役会

取締役会は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をはかるための重要な意思決定を行います。1/3を超える社外取締役の独立した立場からの高い見識や客観的な意見を適切に反映させ、経営全般に対する監督機能を強化いたします。

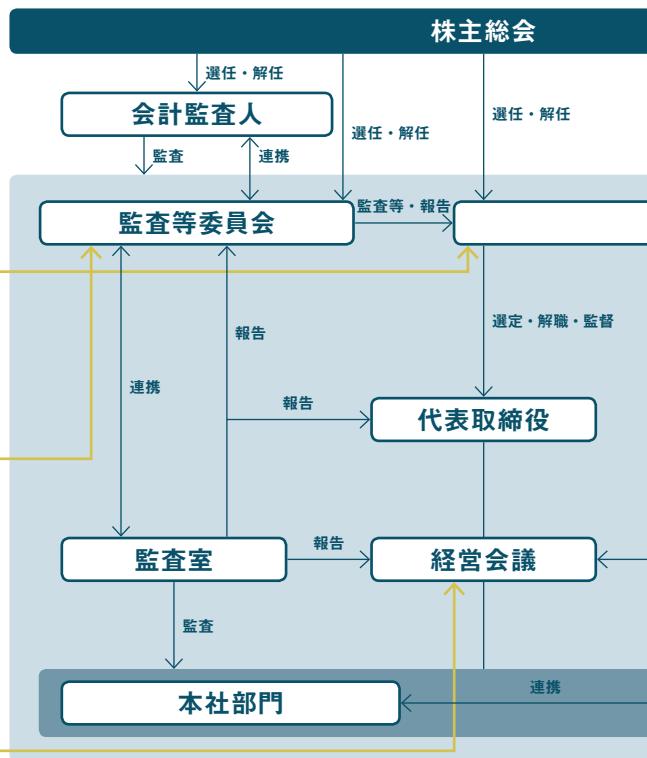


監査等委員会

監査等委員会は、当社の内部統制システムを活用した監査を行い、内部監査部門から定期的に内部監査の実施状況とその結果の報告を受ける体制としています。また、常勤の監査等委員は、経営会議その他の重要な会議体等へ出席し、業務執行状況に関する情報を収集し、意見を述べることができ、実効的な監査・監督を実施できる体制としています。

経営会議

取締役会から権限委譲された業務執行に関する重要事項を決議または報告する機関として、「経営会議」を設置し、迅速かつ適正な意思決定を促進しております。経営会議は原則月2回開催しており、執行役員から構成され常勤監査等委員が出席しております。





サステナビリティ委員会

サステナビリティ方針にもとづき、持続可能な社会の実現と企業価値の向上を目指し、経営方針や経営計画に対するサステナビリティ視点での検証を行うとともに、取締役会に報告・提言を行います。

指名・報酬委員会

社外取締役を議長として、取締役および執行役員の選任・解任に関する事項ならびに取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員の昇降格および報酬に関する事項について検討をおこない、取締役会に答申しています。

ディスクロージャー委員会

東京証券取引所が定める適時開示規則等にもとづき、重要な会社情報を公正かつ適時に開示することを目的として「ディスクロージャー委員会」を設置しております。重要な決定事実については、当委員会の協議後、関係部門から取締役会に付議され、決議もしくは報告がなされたのち速やかに開示しております。

コンプライアンス委員会

当社グループ行動規範の浸透と、当社のコンプライアンスに関わる事項についての検討・確認をおこない、その内容を経営会議に報告する機関として「コンプライアンス委員会」を設置しております。

リスク管理委員会

当社グループ全体のリスクを統括的かつ一元的に管理することを目的として、リスク管理担当役員を委員長とした「リスク管理委員会」を定期的開催し、当社グループにおけるリスクの識別およびその評価をおこなっています。

投資評価委員会

重要な投資案件の目的および内容を精査するため、取締役会・経営会議の諮問機関として「投資評価委員会」を設置しております。当委員会では、投資案件の費用対効果や想定されるリスクと対応策等を確認し答申をおこなっております。

連結貸借対照表 (2024年2月29日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	72,026
現金及び預金	32,613
受取手形、売掛金及び契約資産	37,189
棚卸資産	955
その他	1,376
貸倒引当金	△108
固定資産	14,671
有形固定資産	7,541
建物及び構築物	6,951
土地	3,743
その他	2,358
減価償却累計額	△5,512
無形固定資産	1,639
投資その他の資産	5,489
投資有価証券	2,989
退職給付に係る資産	214
繰延税金資産	1,216
その他	1,276
貸倒引当金	△205
資産合計	86,697

負債の部	
科目	金額
流動負債	31,324
支払手形及び買掛金	20,575
未払法人税等	1,605
契約負債	3,058
賞与引当金	1,748
完成工事補償引当金	176
工事損失引当金	69
株式報酬引当金	71
その他	4,018
固定負債	5,066
退職給付に係る負債	4,438
その他	628
負債合計	36,391
純資産の部	
株主資本	49,163
資本金	6,497
資本剰余金	6,971
利益剰余金	36,764
自己株式	△1,069
その他の包括利益累計額	1,143
その他有価証券評価差額金	785
為替換算調整勘定	399
退職給付に係る調整累計額	△41
純資産合計	50,306
負債純資産合計	86,697

連結損益計算書

(2023年3月1日から2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高	134,138	
売上原価	111,854	
売上総利益	22,283	
販売費及び一般管理費	17,070	
営業利益	5,213	
営業外収益		
受取利息	6	
受取配当金	46	
仕入割引	26	
為替差益	20	
保険配当金	25	
その他	36	160
経常利益	5,373	
特別利益		
投資有価証券売却益	273	
その他	0	273
特別損失		
固定資産除売却損	34	
投資有価証券売却損	1	
投資有価証券評価損	78	
補助金返還損	111	226
税金等調整前当期純利益	5,421	
法人税、住民税及び事業税	2,100	
法人税等調整額	△541	1,558
当期純利益	3,862	
親会社株主に帰属する当期純利益	3,862	

連結株主資本等変動計算書 (2023年3月1日から2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,497	6,933	35,686	△1,075	48,041
当期変動額					
剰余金の配当			△2,784		△2,784
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,862		3,862
自己株式の処分		37		5	43
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	37	1,078	5	1,121
当期末残高	6,497	6,971	36,764	△1,069	49,163
	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	806	320	△150	976	49,018
当期変動額					
剰余金の配当					△2,784
親会社株主に帰属する 当期純利益					3,862
自己株式の処分					43
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△21	79	109	167	167
当期変動額合計	△21	79	109	167	1,288
当期末残高	785	399	△41	1,143	50,306

貸借対照表 (2024年2月29日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	63,503
現金及び預金	31,389
受取手形	1,355
電子記録債権	1,459
売掛金	11,233
契約資産	15,444
仕掛品	401
前渡金	286
前払費用	557
関係会社短期貸付金	1,040
その他	396
貸倒引当金	△61
固定資産	14,810
有形固定資産	7,248
建物	6,709
構築物	110
機械及び装置	51
車両運搬具	56
工具、器具及び備品	1,701
土地	3,743
リース資産	100
減価償却累計額	△5,224
無形固定資産	1,628
ソフトウェア	1,608
ソフトウェア仮勘定	15
電話加入権	4
投資その他の資産	5,934
投資有価証券	2,970
関係会社株式	935
出資金	16
関係会社出資金	412
関係会社長期貸付金	290
破産更生債権等	204
前払年金費用	193
繰延税金資産	470
その他	884
貸倒引当金	△444
資産合計	78,314

負債の部	
科目	金額
流動負債	32,883
支払手形	566
電子記録債務	4,226
買掛金	10,331
関係会社短期借入金	8,576
リース債務	16
未払金	2,767
未払法人税等	1,016
未払費用	728
契約負債	2,778
預り金	55
賞与引当金	1,279
完成工事補償引当金	89
工事損失引当金	14
株式報酬引当金	71
その他	366
固定負債	3,881
リース債務	22
退職給付引当金	3,441
関係会社事業損失引当金	19
資産除去債務	347
その他	49
負債合計	36,764
純資産の部	
株主資本	40,763
資本金	6,497
資本剰余金	6,980
資本準備金	1,624
その他資本剰余金	5,355
利益剰余金	28,355
その他利益剰余金	28,355
固定資産圧縮積立金	2,999
別途積立金	4,000
繰越利益剰余金	21,355
自己株式	△1,069
評価・換算差額等	785
その他有価証券評価差額金	785
純資産合計	41,549
負債純資産合計	78,314

損益計算書 (2023年3月1日から2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		101,618
売上原価		84,819
売上総利益		16,799
販売費及び一般管理費		13,175
営業利益		3,623
営業外収益		
受取利息	8	
受取配当金	623	
為替差益	28	
その他	52	712
営業外費用		
支払利息	35	
その他	1	36
経常利益		4,298
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	273	273
特別損失		
固定資産売却損	13	
固定資産除却損	19	
投資有価証券売却損	1	
投資有価証券評価損	78	
補助金返還損	111	225
税引前当期純利益		4,347
法人税、住民税及び事業税	1,358	
法人税等調整額	△344	1,013
当期純利益		3,333

株主資本等変動計算書 (2023年3月1日から2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本剰余金			利益剰余金					
	資本金	資本準備金	その他 資本剰余金	その他利益剰余金					
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	6,497	1,624	5,318	3,056	4,000	20,750	△1,075	40,171	
当期変動額									
剰余金の配当						△2,784		△2,784	
当期純利益						3,333		3,333	
自己株式の処分			37				5	43	
固定資産圧縮積立金の取崩				△56		56		—	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								—	
当期変動額合計	—	—	37	△56	—	605	5	591	
当期末残高	6,497	1,624	5,355	2,999	4,000	21,355	△1,069	40,763	
	評価・換算差額等					純資産合計			
	その他有価証券評価差額金			評価・換算差額等合計					
当期首残高			807		807			40,978	
当期変動額									
剰余金の配当								△2,784	
当期純利益								3,333	
自己株式の処分								43	
固定資産圧縮積立金の取崩								—	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△21		△21			△21	
当期変動額合計			△21		△21			570	
当期末残高			785		785			41,549	

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年4月10日

株式会社乃村工藝社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高 木 修
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 戸 塚 俊一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社乃村工藝社の2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社乃村工藝社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年4月10日

株式会社乃村工藝社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高 木 修
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 戸 塚 俊一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社乃村工藝社の2023年3月1日から2024年2月29日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査等委員会での審議の結果、監査等委員全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、監査等委員会として決議しました。以下のとおり報告いたします。

1. 監査等委員会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査等委員から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査等委員は、監査等委員会が定めた監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社及び関連部門から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月10日

株式会社乃村工藝社 監査等委員会
常勤監査等委員 栗原 誠 ㊟
監査等委員 伏見 泰治 ㊟
監査等委員 山田 辰己 ㊟
監査等委員 金井 千尋 ㊟

(注)監査等委員 伏見泰治、山田辰己、金井千尋は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

【株主メモ】

事業年度 毎年3月1日から翌年2月末日まで

定時株主総会 毎年5月31日までに開催

基準日 定時株主総会 毎年2月末日
期末配当金 毎年2月末日
中間配当金 毎年8月31日

単元株式数 100株

公告方法 電子公告（下記URLの当社ウェブサイトに掲載）

<https://www.nomurakougei.co.jp/ir/epr/>

ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載します。

株主名簿管理人および 三井住友信託銀行株式会社

特別口座の口座管理機関 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

【郵便物送付先】

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

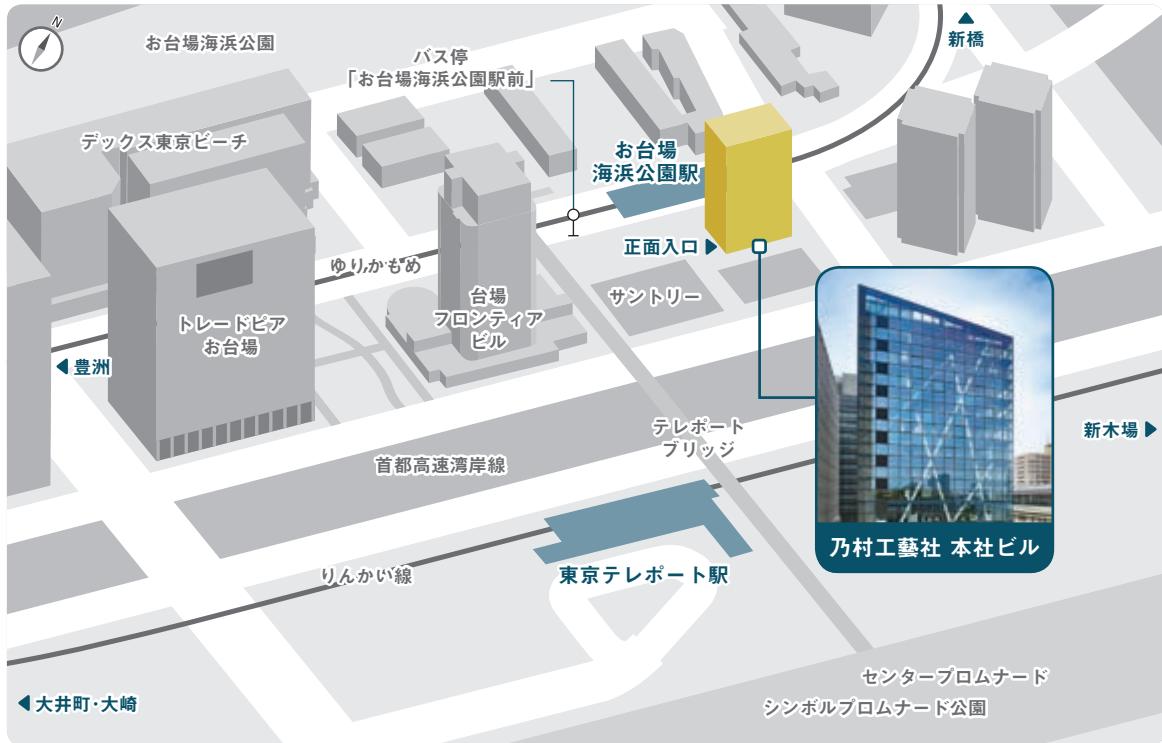
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話照会先（フリーダイヤル）

0120-782-031

株主総会「会場ご案内略図」

会場 ▶ 東京都港区台場二丁目3番4号 乃村工藝社本社ビル 3階ノムラホール 電話：03-5962-1171（代）



主な交通機関のご案内

電車

- ゆりかもめ「お台場海浜公園駅」下車 徒歩約1分
- りんかい線「東京テレポート駅」下車 徒歩約7分

バス

- 「お台場レインボーバス」→「お台場海浜公園駅前」下車 徒歩約1分
JR「品川駅」港南口またはJR「田町駅」東口の各バス停（約18分～25分）
- 「都バス」→「お台場海浜公園駅前」下車 徒歩約1分
東京メトロ東西線・都営大江戸線「門前仲町」5番乗り場（約32分）

NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンがご案内します。

目的地入力は不要です！

右図を読み取りください。



※大変恐縮ではございますが、お車でのご来場はご遠慮いただきたくお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。